

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 5 月に事業所を退職後、すぐに市町村役場の支所で国民年金の再加入手続を行うとともに、毎月、夫婦と義母の家族 3 人分の国民年金保険料を集金人（納付組織）に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

市町村の国民年金被保険者名簿に記載された、電子計算処理システムへの登録月（昭和 55 年 5 月）から判断すると、申立期間に係る国民年金再加入手続は、昭和 55 年 4 月又は同年 5 月に行われたものと推認され、当該手続時点では申立期間の国民年金保険料は現年度納付又は過年度納付により、いずれも遡って納付することとなるところ、申立人は、国民年金加入直後の過年度納付（昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで）以外に保険料をまとめて遡って納付したことは無いと述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市町村役場から送付された納付書に現金を添えて集金人（納付組織）に納付していた旨を述べているところ、当時、申立人が居住する市町村役場は、前述の電子計算処理システムへの登録月（昭和 55 年 5 月）から、申立人への昭和 54 年度分の納付書の発行及び集金人（納付組織）に対する申立期間の保険料収納依頼のいずれも、当該市町村役場が行うことは無かったと考えられる旨を回答していることから判断すると、申立人は、オンライン記録と同様、昭和 55 年 4 月から保険料を納付したのと同じと考えることが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、私の母親が、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行うとともに、家族 3 人（父親、母親及び姉）と同様、私の父親名義の口座から振替により国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号の新規資格取得日（昭和 60 年 1 月 1 日）から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 1 月以降に払い出されたものと推認され、最も早い払出時点（昭和 60 年 1 月）においても、申立期間のうち、57 年 4 月から同年 9 月までの期間は時効により納付できない期間であり、同年 10 月から 59 年 3 月までの期間は、過年度納付によることとなる。申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、保険料を遡って納付したことはないと述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、家族 3 人と同様、申立人の父親名義の口座から振替により納付してくれていたと述べているところ、申立期間を含む前後の期間について、当該口座に係る「貯金元帳」及び「当座性貯金取引履歴明細書」を見ると、申立期間中は 3 人分の保険料しか振替により納付されていないことが確認できる上、昭和 60 年 2 月 23 日に 6 万 8,420 円（昭和 59 年 4 月から 60 年 2 月までの 11 か月分の国民年金保険料額と一致）が振替により納付されていることが確認できることから判断すると、当該口座振替による申立人の保険料の納付は、オンライン記録と同様、

59年4月から開始されたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年1月から同年3月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までの期間及び同年11月から10年4月までの期間の国民年金保険料については、記録訂正する必要性は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から10年4月まで

私は、私の母親が、平成10年4月又は同年5月頃に、未納となっていた私の国民年金保険料を、社会保険事務所（当時）の窓口でまとめて遡って納付したにもかかわらず、申立期間のうち8年1月から同年3月までの期間及び同年10月が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間のうち平成8年4月から同年9月までの期間及び同年11月から10年4月までの期間については、前述のとおり、一括納付したにもかかわらず、当該期間の収納年月日がいずれも異なった日とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、平成10年4月又は同年5月頃に、社会保険事務所の窓口で、申立期間の国民年金保険料をまとめて遡って納付したと主張しているところ、最も早い納付時点（平成10年4月）においても、申立期間のうち、8年1月及び同年2月は時効により納付できない上、申立人の母親が納付したと記憶する国民年金保険料額（20万円台前半の額）は、申立期間の保険料額（34万9,600円）と相違する。

また、申立期間について、申立人の母親が主張する納付時期（平成10年4月又は同年5月頃）及びオンライン記録により確認できる国民年金保険料収納年月日（平成10年5月29日から11年4月30日まで）は、既に基礎年

金番号が導入された平成9年1月以降であり、記録漏れ及び誤り等は考え難い。

さらに、申立人の母親が、申立期間のうち、平成8年1月から同年3月までの期間及び同年10月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成8年1月から同年3月までの期間及び同年10月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までの期間及び同年11月から10年4月までの期間については、記録訂正する必要性は認められない。